

事例 3

スイス向けにりんご生果実の輸出に取り組む自治体・生産者

【生産園地の概要】

- ・ 品種：県産ブランドりんご 1 品種
- ・ 栽培面積：30 a
- ・ 本数：117 本
- ・ 輸出を目指す生産者数：3 名

【生産者の生産園地管理対応】

生産者は、当該生産園地について次のような管理体制を行っている。

- ① りんごは無袋栽培
- ② 県作成のEU向けに対応した防除暦に従った防除を実施
- ③ 園地管理の記録は、防除の実績を含めて保管

【相談者が抱える課題等】

スイス向けりんご生果実を輸出する計画がある。スイスの検疫条件では、リンゴコシンクイ、輪紋病がない旨を記載した植物検疫証明書の添付が求められていると聞いている。専門家から当該病害虫に係る栽培管理や植物防疫所の栽培地検査に係る留意事項などについての必要なアドバイスが欲しい。また、スイスの残留農薬基準値が分からないので情報が欲しい。

【支援等の内容】

＜スイス向けリンゴ生果実の検疫条件の説明＞

専門家から改めてスイス向けリンゴ生果実に係る検疫条件について説明した。

- ① スイスが検疫対象としている病害虫は、リンゴコシンクイ、輪紋病、*Grapholita prunivora*、*Rhagoletis pomonella* の付着がない旨を記載した植物検疫証明書の添付が必要である。このうち、*Grapholita prunivora* 及び *Rhagoletis pomonella* は我が国未発生であることから、対象となる病害虫は、リンゴコシンクイ及び輪紋病となる。



(りんご園の様子)



(園地の様子)

- ② 当該証明書を取得するに当たり、植物防疫所の検査官による栽培地検査を 2 回（栽培期間中と収穫前）受ける必要がある。検査の結果、リンゴコシンクイ及び輪紋病の発生がないことが確認された場合は、栽培地検査合格となる。
- ③ 栽培地検査は、当該園地を管轄する植物防疫所に栽培地検査申請書を提出し、検査日程を調整して行われる。
- ④ 栽培地検査合格後、最寄りの植物防疫所や輸出港を管轄する植物防疫所などに輸出検査申請書を提出して輸出検査を受ける。輸出検査に合格すると植物検疫証明書が発給されるのでこれを添付して輸出することになる。

The screenshot shows the Fedlex website interface. At the top, there are navigation links for 'Le Conseil fédéral' and 'Droit fédéral', along with a search bar and language options (DE, FR, IT, RM, EN). Below this is a horizontal menu with categories like 'Accueil', 'Procédures de consultation', 'Feuille fédérale', 'Recueil officiel', 'Recueil systématique', 'Traités', 'Registre des accords sectoriels UE', and 'Liens'. The main content area displays the breadcrumb trail: 'Accueil > Recueil systématique > 9 Économie - Coopération technique > 91 Agriculture > 916.201 Ordonnance du DEFR et du DETEC du 14 novembre 2019 relative à l'ordonnance sur la santé des végétaux (OSaVé-DEFR-DETEC)'. The title of the ordinance is '916.201 Ordonnance du DEFR et du DETEC relative à l'ordonnance sur la santé des végétaux (OSaVé-DEFR-DETEC)'. It is dated 14 November 2019 and entered into force on 1 January 2020. The text states that the Federal Department of Economic Affairs, Education and Research (DEFR) and the Federal Department of the Environment, Transport, Energy and Communications (DETEC) are issuing this ordinance pursuant to Article 4, paragraph 3, 29, paragraph 2, 3 and 5, 29b, 30, 33, paragraph 1, 2 and 5, 38a, 39, paragraph 2, 40, paragraph 1, 49, paragraph 6, 53, paragraph 1, 59a, 60, paragraph 2, 75, paragraph 5 and 7, 96, paragraph 1, and 97, paragraph 4, of the Ordinance of 31 October 2018 on plant health (OSaVé)^{1,2}. The ordinance contains the provisions for the execution of the OSaVé, particularly regarding quarantine and regulated organisms not subject to quarantine, as well as prohibited goods.

(スイス連邦の植物防疫に係るホームページ)

<https://www.fedlex.admin.ch/eli/cc/2019/787/fr>

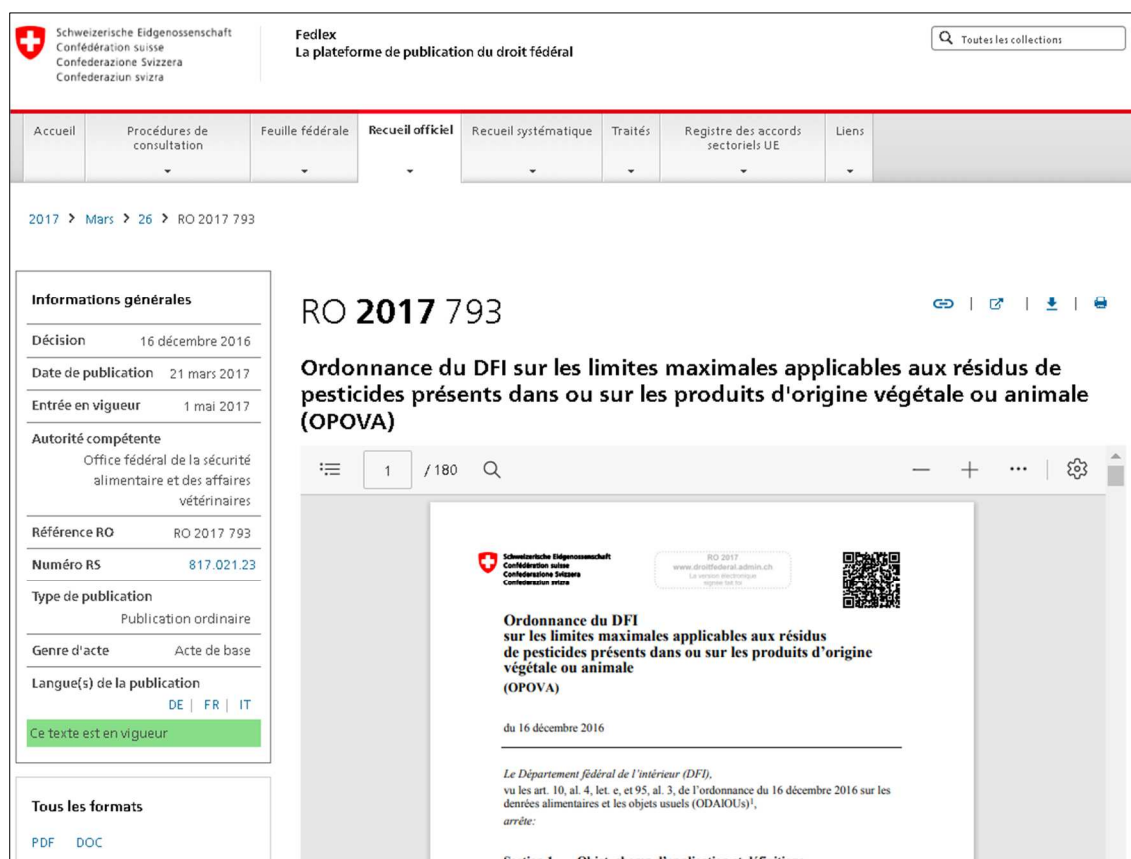
<栽培管理の状況確認>

- ① 当該園地について、病害虫の発生状況等を確認したところ、輪紋病、リンゴコシンクイの発生が見られず、また、他の病害虫についても適切に管理されていたことから、引き続き適切に栽培管理するよう助言した。
- ② 園地内の下草は刈り込まれ、又樹下には反射シートが敷かれているとともに、落下果実等も認められなかったが、病害虫の発生源になり得る下草や落下果実

については引き続き適切な除草・処分するなど適宜実施するよう助言した。

<残留農薬に係る情報提供>

- ① スイス連邦のホームページに掲載されている残留農薬基準の閲覧方法等について情報を提供した。
- ② 当該ホームページに掲載されているりんご生果実に係る残留農薬基準値を整理するとともに、日本の残留基準値との比較表などを作成し、情報提供した。



The screenshot displays the Swiss Federal Lex website. The header includes the Swiss Confederation logo and the text 'Schweizerische Eidgenossenschaft', 'Confédération suisse', 'Confederazione Svizzera', and 'Confederaziun svizra'. Below this is the 'Fedlex' logo and the text 'La plateforme de publication du droit fédéral'. A search bar is located in the top right corner. The main navigation bar contains links to 'Accueil', 'Procédures de consultation', 'Feuille fédérale', 'Recueil officiel', 'Recueil systématique', 'Traités', 'Registre des accords sectoriels UE', and 'Liens'. The breadcrumb trail shows '2017 > Mars > 26 > RO 2017 793'. The left sidebar contains 'Informations générales' with details about the decision date (16 décembre 2016), publication date (21 mars 2017), entry into force (1 mai 2017), competent authority (Office fédéral de la sécurité alimentaire et des affaires vétérinaires), reference (RO 2017 793), number (817.021.23), type (Publication ordinaire), genre (Acte de base), and language (DE, FR, IT). The main content area shows the title 'RO 2017 793' and the full name of the ordinance: 'Ordonnance du DFI sur les limites maximales applicables aux résidus de pesticides présents dans ou sur les produits d'origine végétale ou animale (OPOVA)'. It also includes the date 'du 16 décembre 2016' and the text 'Le Département fédéral de l'intérieur (DFI), vu les art. 10, al. 4, let. e, et 95, al. 3, de l'ordonnance du 16 décembre 2016 sur les denrées alimentaires et les objets usuels (ODAIUS)¹, arrête:'. The section title 'Section 1 - Objet, champ d'application et définitions' is visible at the bottom.

(スイス連邦の残留農薬基準値のホームページ)

<https://www.fedlex.admin.ch/eli/oc/2017/151/fr>

【相談者の対応】

相談者は輸出用に作成された防除暦に基づき当該園地の病虫害防除を行うとともに定期的な除草を行うなど園地管理を進めた。

その後、植物防疫所と栽培地検査に係る日程調整を行い、2回の検査を受けた。栽培地検査では、スイスが対象としている病



(栽培地検査を受ける相談者)

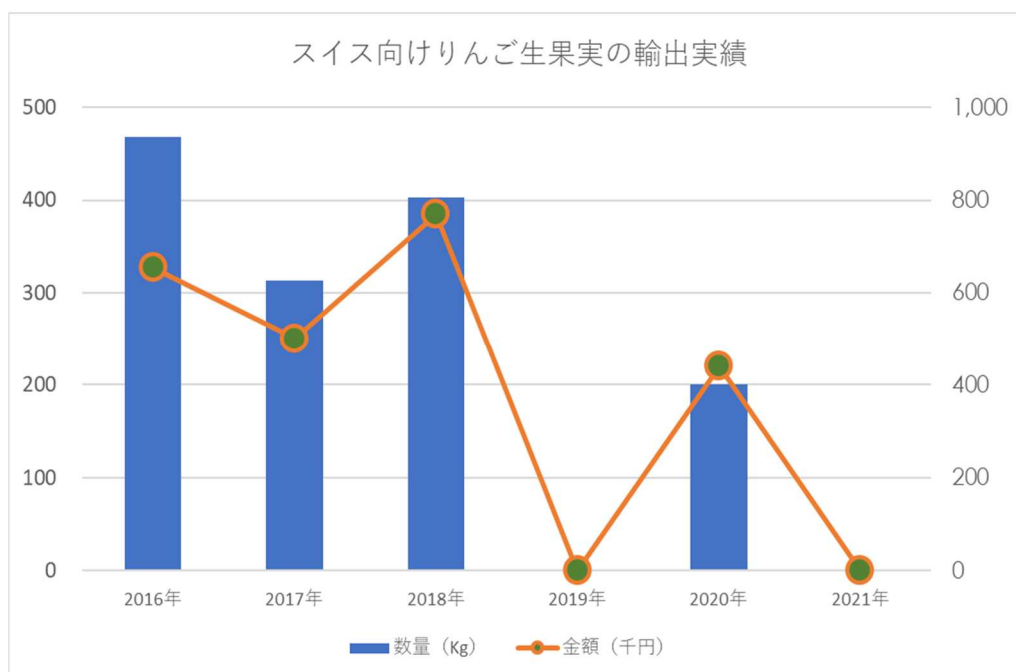
害虫の発生が認められず、合格となった。

輸出検査でも検疫病害虫は発見されず、植物検疫証明書を取得して、スイス向けの輸出を実現させた。

【評価・所感】

相談者は、輸出事業者からのオーダーに応じて、スイス向けりんごの生産体制を構築し、適切な防除、園地管理を実現させている。高品質なりんごの生産を通じて国内のバリューチェーンの構築に結びつくなど相乗効果も期待されている。また、県内の他の生産者との連携などにより、県内産果物の高評価につながることに期待される。

スイス向けりんご生果実の輸出実績は、それほど多くなく、前年及び3年前の輸出量は0Kg（財務省の統計上）となっている。更に、EU向けも輸出実績が少なく、日本の美味しいりんごを継続的に輸出ができるようになれば、将来の輸出増に期待ができる。課題解決支援事業としては、スイス及びEU向けを含め、生産者など幅広く植物検疫条件の啓蒙や残留農薬対策など支援していくこととする。



(財務省貿易統計 HP データから作成)

事例 4

カナダ向けブドウ生果実の輸出に取り組む事業者

この事例は、2021 年度に輸出を計画したが、生産者等が検疫条件に対応できず、本事業が中心となり、カナダ検疫当局が公表している輸入検疫条件に合致した対応の再確認を我が国植物検疫当局に依頼し、無事 2022 年輸出が可能となった事例である。

【事業者の概要】

- ① 事業内容：生産者団体等との契約による買い付けた果物、市場で購入した果物の輸出を行っている。
- ② 主な輸出先国：タイ（イチゴ、カキ、ブドウ、モモ、サクランボ）、ベトナム（ナシ）等

【輸出に当たって事業者が抱える課題等】

カナダのバイヤーからブドウ生果実を販売したいので輸出して欲しいとの依頼があった。予約数量は過去のカナダ向けの輸出実績を遥かに超える、かなりの数量が予定された。

カナダ向けブドウ生果実の検疫条件によれば、栽培地検査の受検又は輸出時の消毒が必要とされており、栽培地検査を実施する方向で生産者団体と協議が行われた。一方、栽培地検査は全園地の検査が必要とされたが、生産者団体からは、当該園地数が 900 を超えることから全園地検査は現実的でなく、また選果場単位でないと栽培地検査を受けた果実の選果、こん包の管理が非常に困難と指摘された。

このような状況の中で、

- ① 植物防疫所が 900 を超える園地の栽培地検査を実施するのは非常に難しいこと、
- ② 仮に 900 の園地から少数の栽培者、園地に絞り込んだとしても、選果・こん包作業は同一選果場で作業することになることから栽培地検査を受検した果実と区分けすることは難しい（選果場側も分離して作業することは難しいと表明している）こと、
- ③ また、900 の園地のすべてについて栽培地検査を受検したとしても、検査で合格となった園地の果実と、そうでない果実の集荷・選果等を分離して行うことも非常に困難であること、
- ④ 輸出検査時に、栽培者名が確認されることが求められると共選での作業ができないこと、

など栽培地検査に係る事項が課題としてあげられた。

なお、2021 年にはこれらの課題が解決できず、生産者団体と調整ができなかったことから、輸出が断念された。

【支援等の内容】

本事例については、2021年6月に相談を受けた。当初は、栽培地検査の実施に関する相談であったが、カナダ向けブドウ生果実に係る検疫条件及び栽培地検査から収穫→選別・梱包、輸出検査の流れを説明すると、生産、収穫、調整段階での上記の課題があることが判明した。これらの課題を解決するには、生産者及び生産者団体等との調整が必要となり、これに時間を要し、栽培地検査申請の時期を逸したこともあり、2021年の輸出は断念せざるを得なかった。

専門家から相談者への説明をするに当たり、カナダの検疫当局のホームページにある「日本産ブドウ生果実の検疫要求事項」を精査したところ、

- ① 日本の検疫当局によってカナダへの輸出が承認された栽培地で生産されたもので、慣例的、科学的な防除により5種類の検疫病害虫（regulated pests）が付着していないものであること

又は

- ② くん蒸を実施し、植物検疫証明書に記載すること

2.15 Fresh grapes (*Vitis* spp.) from Japan

A phytosanitary certificate is required.

The shipment must be inspected at origin by the National Plant Protection Organization (NPPO) of Japan. No additional declaration is required but certification is based on freedom from:

- *Coniella diplodiella* (white rot)
- *Eupoecilia ambiguella* (European grape berry moth)
- *Guignardia baccae* (black rot of grape)
- *Phomopsis viticola* (phomopsis cane and leaf spot)
- *Popillia japonica* (Japanese beetle)

One of the following options must be met:

1. The grapes must originate from vineyards in Japan approved to export to Canada by the NPPO of Japan and where cultural practices and chemical controls are carried out to ensure freedom from the regulated pests listed above.

or

2. The grapes must be fumigated according to Treatment schedule 2 in [Treatment schedules for horticulture commodities](#). The phytosanitary certificate must show the treatment details.

https://inspection.canada.ca/plant-health/invasive-species/directives/horticulture/d-95-08/eng/1322413085880/1322413275292#a2_15

（カナダ検疫当局ホームページの記載）

とされており、栽培地検査及び栽培地検査に関する植物検疫証明書への追記は記載されていないことが判明した。

なお、同様に二国間協議に基づき輸出が認められているカナダ向け日本産リン

ゴ生果実に係るカナダ検疫当局のホームページでの検疫要求内容では、

- ① 収穫後消毒を実施し、植物検疫証明書へ記載する

又は

- ② 栽培中に袋がけをすること。日本の当局の勧告に従って慣行的・化学的な防除を実施すること。袋がけされた果実は検査・選別が行われること。袋がけが不十分な場合は収穫後の消毒を実施すること。これらの内容は証明書に追記すること

又は

- ③ 日本・カナダのシステムアプローチに基づき生産される。栽培地、こん包施設、貯蔵施設は登録すること。システムアプローチには、登録園地での検疫病害虫の発生率が低いことの確認、害虫防除、選別・等級付け、収穫後の措置、トレーサビリティ、汚染防止措置、検査及び証明。植物検疫証明書に追記をする。

とされている（農林水産省の「カナダ向け輸出リンゴ検疫実施要領」によれば、袋がけ、くん蒸及び低温処理を行わない場合は、生産園地の登録、栽培地検査、選果こん包施設の登録、輸出検査等を実施することとされているがこれらの条件は上記③に該当すると考えられる。）。

日本・カナダの二国間協議に基づき輸出検疫が実施されているブドウ及びリンゴ生果実について、カナダ検疫当局のホームページでの記載に違いがあることも踏まえ、支援事業事務局から我が国の検疫当局に対しカナダ向けブドウ生果実の検疫条件の確認、再整理を依頼した。

その結果、栽培地検査に関する条件は見直され、「園地・施設の登録、病害虫の発生調査、防除、選果・こん包の実施等及び輸出検査」が必要な条件とされた。

2022年7月、相談者に対し検疫条件が再整理されたこと、届出の際に防除指針及び防除暦の添付、生産園地の登録、登録園地からの輸出されることにより栽培地検査を必要としなくなったこと、検疫対象病害である房枯病については、農薬登録された薬剤がなく耕種的防除が進められているので、防除暦に記載がない場合、防除方針を提出することを伝えた。

【所感】

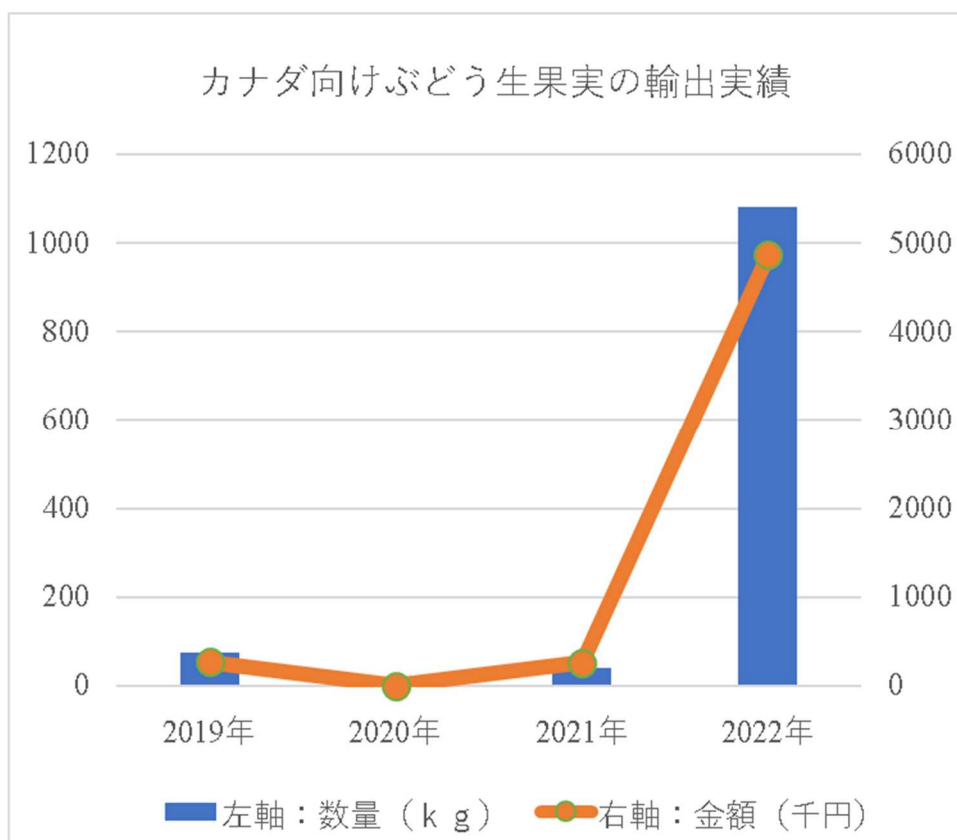
2022年、前年の課題がクリアされたことから、植物検疫条件に基づく手続きを経て無事輸出が行われた。また、財務省貿易統計によれば、2022年は2021年の27倍となった。

この事例では、少量の貨物であれば栽培地検査を受検して所定の手続きにより輸出できるものと考えられるものの、今回の相談のように大量の輸出には前述の

ように多大な栽培地での検査、選別実施上の課題が生じ、輸出が困難となった。しかし、支援事業事務局・専門家がカナダの公表している日本産ブドウ生果実の検疫条件を確認したところ、我が国が公表している検疫条件とカナダ検疫当局が公表するリンゴ生果実の検疫条件との間で違いがあることに気づき、我が国検疫当局に整理を依頼できたことが、カナダ向けブドウ生果実の輸出増につながったものと考えている。

また、相談者によれば、今回の輸出において、カナダ検疫当局によりカナダの輸入検査において条件確認のために荷物が止められたとのこと。これは、昨年までの提出書類と異なることを指摘されたもので、検疫条件上何ら問題のないことで、多少時間を要したものの、輸入を認められたとのことであった。

輸出支援事業では、栽培地検査等課題となる条件の解決に向け取り組んでいく必要がある。なお、関係者によればカナダでのブドウ生果実販売については、他国との競争を強いられており、コンスタントな輸出に支障が生じることも懸念されている。



(財務省貿易統計 HP データから作成)

事例 5

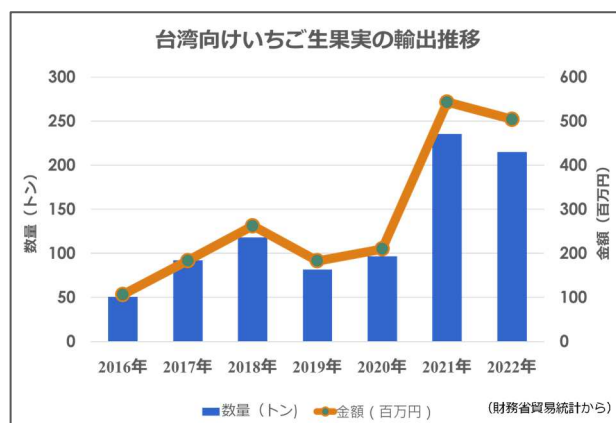
台湾向けイチゴの残留農薬対策に取り組む関係者

【背景・目的】

台湾向けイチゴ生果実については、輸出が年々増加しているところであるが、その一方で台湾の輸入検査において残留農薬が検出され不合格となる事例も増加している。

2022 年産では、イチゴ生果実の輸出時期である 1 月～4 月までの間に台湾で残留農薬が原因で不合格となった事例は 35 件あった。不合格となった基準値超過の主な要因としては、輸出事業者が日本国内用に生産・出荷されたイチゴ生果実を市場調達し、台湾に輸出したためと考えられた。

このため、関係者は、今年度に①台湾向けイチゴ生果実に係る残留農薬の PR 活動、②国内輸出事業者等への啓発、③台湾向けイチゴ生果実の輸出に関する勉強会、④台湾仕様でのイチゴ生果実の残留農薬に係るモニタリング検査などに取り組むとし、対策を講じたいとされた。



(財務省貿易統計より)

【台湾向けに輸出されたイチゴ生果実が残留農薬値超過で不合格となった事例】

台湾の衛生福利部食品薬物管理署のホームページに掲載されている情報によると、2022 年 1 月～4 月までの間に日本から輸出されたイチゴ生果実の延べ 35 件から残留農薬基準値超過があったとして不合格となっている。イチゴ生果実で基準値超過となった農薬は表のとおり 7 剤あるが、クロルフェナピルと



(台湾 衛生福利部食品薬物管理署の HP)

フロニカミドが最も多い。また、これらの農薬は日本では収穫前日まで使用できるが、台湾ではイチゴに使用できず（登録されていない）、その基準値は「不検出」又は「0.01ppm」と設定されている。

・イチゴ生果実で残留農薬基準値超過により不合格となった農薬

成分名	農薬名	延 べ 件数	台湾検出 濃度(ppm)	台湾基準 値(ppm)	日本基準 値(ppm)
アクリナトリン	アーデント	1	0.03	不検出	0.3
インドキサカルブ	トルネードエース、 ファイントリン	1	0.02	0.01	1
クロルフェナピル	コテツ	17	0.04～ 0.14	0.01	5
シアントラニリプロール	ベネビア、ベリマー ク	2	0.05 0.08	不検出	1
スピロテトラマト	モベント	1	0.04	不検出	10
ピメトロジン	チェス	1	1.20	1.0	2
フロニカミド	ウララ	14	0.02～ 0.69	0.01	2

(台湾 衛生福利部食品藥物管理署の HP から)

【勉強会での専門家の取組み内容】

専門家は、勉強会において、①台湾での分析方法（日本の一般的な方法との違い）、②代替農薬の紹介、③天敵利用場面で使用できる農薬などの説明を行った。代替農薬については、台湾の残留農薬基準値が日本の基準値と同等又は台湾側が高く設定している主な農薬について紹介した。

・利用できると思われる代替農薬

① 殺虫剤（2022 年 10 月現在）

成分名	農薬名	日本基準 値(ppm)	台湾基準 値(ppm)	適用病害虫
エトキサゾール	バロック	0.5	0.5	ハダニ類
エマメクチン安息 香酸塩	アフアーム	0.1	0.1	オオタバコガ、ハスモンヨト ウ、ハダニ類、ヨトウムシ
クロマフェノジド	マトリック	0.5	0.5	ハスモンヨトウ

成分名	農薬名	日本基準 値(ppm)	台湾基準 値(ppm)	適用病害虫
クロラントラニリ プロール	プレバソン	1	1.0	ハスモンヨトウ
クロルフルアズロ ン	アタブロン	0.5	0.5	ハスモンヨトウ、ミカンキイ ロアザミウマ
シエノピラフェン	スターマイト	3	3.0	ハダニ類、シクラメンホコリ ダニ
シフルメトフェン	ダニサラバ	2	2.0	ハダニ類
シペルメトリン	アグロスリン	2.0	2.0	アブラムシ類
スピノサド	スピノエース	1	1.0	アザミウマ類
テブフェノジド	ロムダン	1	1.0	ハスモンヨトウ
テブフェンピラド	ピラニカ	1	1.0	ハダニ類、アブラムシ類、うどん こ病
テフルベンズロン	ノーモルト	1	1.0	ハスモンヨトウ
ビフェントリン	テルスター	1	2.0	ハダニ類
ピリフルキナゾン	コルト	1	1.0	アブラムシ類、コナジラミ類
フルバリネート	マブリック	0.7	1.0	アブラムシ類
ペルメトリン	アディオン	1	1.0	アブラムシ類
マラチオン	マラソン	1	1.0	アブラムシ類、ハダニ類、ミカ ンキイロアザミウマ
ミルベメクチン	コロマイト	0.2	0.2	ハダニ類、シクラメンホコリ ダニ
メトキシフェノジ ド	ファルコン	2	2.0	ハスモンヨトウ、オオタバコ ガ
還元澱粉糖化物	エコピタ			アブラムシ類、ハダニ類、コナ ジラミ類、うどんこ病
脂肪酸グリセリド	サンクリスタ ル			アブラムシ類、コナジラミ類
調合油(サフラワ ー油および綿実油 の含量として)	サフオイル			コナジラミ類、チャノホコリ ダニ
ヒドロキシプロピ ルデンプン	粘着くん液			アブラムシ類、コナジラミ類、 ハダニ類
プロピレングリコ ールモノ脂肪酸エ ステル	アカリタッチ			ハダニ類
ペキロマイセス・ フモソロセウス	プリファード	—	—	ワタアブラムシ、コナジラミ 類、ハダニ類

成分名	農薬名	日本基準値(ppm)	台湾基準値(ppm)	適用病害虫
ボーベリア・バシアーナ GH A 株	ボタニガード	—	—	アザミウマ類、アブラムシ類、ハダニ類、コナジラミ類、コナガ
ポリグリセリン脂肪酸エステル	フーモン			ハダニ類、アブラムシ類、コナジラミ類

② 殺菌剤（2022 年 10 月現在）

成分名	農薬名	日本基準値(ppm)	台湾基準値(ppm)	適用病害虫
シアゾファミド	ランマン	0.7	1.0	疫病
トリフルミゾール	トリフミン	1	1.0	じゃのめ病、うどんこ病
プロシミドン	スミレックス	5	5.0	菌核病、灰色かび病
ペンチオピラド	アフェット	3	3.0	うどんこ病、灰色かび病、輪斑病
硫黄	イオウ			うどんこ病
塩基性塩化銅・硫黄	イデクリーン			うどんこ病
オレイン酸ナトリウム	オレート			うどんこ病、アブラムシ類、コナジラミ類
水酸化第二銅	コサイド			炭疽病、角斑細菌病
銅水和剤	IC ボルドー			炭疽病
タラロマイセス・フラバス	タフパール	—	—	炭疽病
バチルス・ズブチリス	ボトキラー	—	—	うどんこ病、灰色かび病

【評価・所感】

日本から台湾向けに輸出されたイチゴ生果実については、その後も残留農薬基準値超過で不合格とされる事例が続発している。輸出事業者が日本と台湾の残留農薬基準値の違いに留意して、台湾向けに生産されたイチゴ生果実を輸出するよう心がけ、日本の安心・安全な農産物の輸出が構築できるよう望むものである。その一方で、基準値超過が多いクロルフェナピルやフロニカミドについては、台湾ではイチゴ生果実以外の一部の野菜や果物等では使用できることからインポートトレランス等によりイチゴの残留農薬基準値の見直しにも期待するものである。

事例 6

タイ向けメロン生果実の輸出を実現した生産者

【生産者の概要】

1. 事業内容：メロンの生産・販売、資材・肥料の販売
2. 施設内容：メロン栽培ハウス 15 棟、種苗ハウス 1 棟
3. 生産体制：春作、冬作の年 2 作
4. 年間総生産個数：53,000 玉

【生産者の取り組み内容】

生産者は、メロンの生産・販売等を営んでおり、2016 年頃から香港、マカオ、シンガポールなどを中心に自家栽培による高品質なメロンを継続的に輸出している。

2020 年 9 月にタイ向けメロン生果実の輸出に係る G F P 訪問診断を受け、生産園地・選果こん包施設の登録要件や植物検疫手続き等について、専門家から説明を受けた。

その後、タイの検疫条件の一つであるカボチャミバエの不在証明を確保するため、専門家の派遣を要請し、専門家がミバエ類の侵入防止状況に係る確認を行うとともにミバエ類の侵入リスクが懸念される箇所について指導・助言等を行った。そして、植物防疫所による生産園地・選果こん包施設の登録手続きを行い、2021 年からカボチャミバエに対する発生調査を開始した。なお、生産者はハウス全面に防虫ネットを張ったり、土壌熱水消毒による殺菌処理を行ったりするなど総合的防除や有機質肥料を施肥するなど減農薬栽培にも積極的に取り組んでいる。

【輸出を目指す目的】

昨年度、タイの残留農薬基準値に則した防除体系を整備し、植物防疫所によるトラップ調査を受けるなど輸出に向けた準備を進めるとともに、タイ検査官の招へいを求めていたが、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、来日が見送られ輸出が実現できなかった。



(GFP 訪問診断の様子)



(栽培中のメロン)

タイ以外の国向けには継続的に輸出しており、輸出ロットの確保や商社との価格設定、売る力を持ったバイヤーとの商談にも力を入れ、将来的には売上比重を国内から輸出へ転換していくことを目標としている。今年度はタイ向けについて植物防疫所へタイ検査官の招へい要請や農林水産省の補助事業（招へい費用・残留農薬検査費用）に係る手続きを既に済ませており、今年こそは初輸出を実現させたいとしている。

【輸出に当たって生産者が抱える課題等】

タイは、我が国の残留農薬基準値より低い数値設定となっているものが多いことから、当該国をベースとした防除体系を構築することにより、その他の国の残留農薬基準値にも十分に対応できると考えているが、タイでは青果物に対する残留農薬検査が強化されており、現行の防除体制の安全性を高めておく必要がある。

このため、タイにおける残留農薬規制の概要や現行の農薬散布体制において残留農薬基準値の超過リスクがある農薬等の洗い出し及び代替剤の紹介や散布方法の留意点などについて専門家からオンラインによる支援をお願いしたい。

【支援等の内容】

＜栽培管理に係る支援＞

専門家より、タイの残留農薬規制に関する概要や実際の農薬散布実績に基づく日本とタイの残留農薬基準値の比較結果、代替剤の紹介、農薬使用時の留意点や総合的な防除方法などについてメールやオンラインにて説明した。

（１）タイの残留農薬規制について

- ① タイでは、輸入青果物を「非常に高リスク」、「高リスク」、「低リスク」に分類して残留農薬検査を行っている。また、指定された 134 の対象物質については、日本で輸出前に分析した分析結果証明書（COA）を提示すれば検査や通関手続きを迅速化できるが、COA の提示は強制的なものではないとしている。また、メロンなど低リスクのものについては、タイ輸入時に簡易キットによる分析（タイ政府負担）での対応も認められている。
- ② 「非常に高リスク」、「高リスク」のリストは定期的に見直されるため、輸出前に最新情報を確認しておく必要がある。
- ③ COA の発行機関は、タイ政府機関から委託（認証）を受けた分析機関若しくは残留農薬分析に適用される範囲で ISO/IEC/17025 規格の認証を取得した分析機関である。
- ④ 日本での分析方法やその部位については、タイ保健省告示に記載された方法に従う必要がある。
- ⑤ タイで分析した結果、残留農薬基準値を超過した場合は、罰金や商品の回収要請、「非常に高リスク」への引き上げなどのペナルティーを輸入者に科せるとしている。

- ⑥ そのリスク回避として日本側での COA 取得があるが、分析費用は輸入者負担となるため、小ロットの輸出であれば利益が見込めない可能性がある。
- ⑦ なお、同一園地・品目、同一シーズンに輸出する場合、同一の COA の使用が可能である。

(2) タイと台湾の残留基準値を踏まえた日本での対策

- ① 日本の農薬取締法に基づいて農薬を使用した場合、残留農薬基準値を超過する可能性もあるが、散布状況によっては必ず超えるとは限らないため、収穫後に残留農薬分析を行うことも一案である。
- ② 収穫前の農薬使用は残留リスクが高まるため、使用時期には特に注意が必要である。
- ③ 農薬の散布は、希釈倍数よりも量を重視して使用した方が防除効果は得られやすい。
- ④ 天然由来成分を使用するなど、化学農薬に頼らない防除の方法もある。
- ⑤ 気門封鎖剤などの使用において、薬害のリスクがあるため、使用には注意が必要である。
- ⑥ ハウスへの病害虫の侵入防止対策として、開口部を塞ぐことや、出入口付近にネットを張ったりエアーカーテンを設置したりするなど物理的な防除も組み合わせると良い。



(専門家によるオンライン支援の様子)

【日タイ合同の現地査察・輸出検査に係る対応状況】

<タイ検査官の招へいスケジュールの決定>

タイ検査官の招へい日程が決定し、1日目(2022年12月6日)に現地査察(生産園地・選果こん包施設)、2日目(2022年12月7日)に日タイ合同輸出検査が予定された。

また、当該査察に万全を期すため、その前日に植物防疫官による生産園地及び選果こん包施設に係る事前の調査が計画され、当該調査から専門家も同席し、チェックシートにより実施要領に適合しているか確認するなどの支援を行った。

<日タイ合同の現地査察・輸出検査の円滑な実施に向けて>

- (1) 植物防疫官による生産園地及び選果こん包施設に係る事前の対策調査
植物防疫所より、①当日の進行手順、②栽培防除管理・選果こん包作業体制、③タイ検査官との想定問答などを取りまとめた資料が共有された。

その後、植物防疫官より生産園地及び選果こん包施設に係るミバエ類の侵入防止対策の状況について最終確認が行われ、不備がないことが確認された。

(2) タイ検査官による生産園地及び選果こん包施設の査察

植物防疫官の進行の下、タイ検査官による査察が開始された。植物防疫所からトラップ調査の結果や相談者から生産園地・選果こん包施設に係る栽培管理の状況、選果こん包作業体制などについて説明が行われた。また、タイ検査官より生産園地からこん包施設までの運搬体制に関して、実演のリクエストがあり、相談者が実演しながら説明した。

なお、タイ検査官からの指摘事項（標準作業手順書の修正及び英訳版の提出、収穫時間のわかる報告書の作成等）を改善することにより、合同輸出検査の実施が認められた。

(3) 日タイ合同輸出検査

タイ検査官と植物防疫所による合同輸出検査が開始された。申請数量は70C/T、400果（白肉種35C/T・赤肉種35C/T）であったことから、実施要領に基づき全量が検査され、病害虫の付着はなく合格となった。

タイ検査官によりこん包への表示確認やコンテナ番号及びコンテナ封印番号について現物や写真を用いて植物検疫証明書の記載内容と相違がないか確認が行われた。その結果、二国間合意事項に適合していること



(植物防疫官から説明を受ける生産者)



(ガロントラップを確認するタイ検査官)



(選果こん包作業を実演する相談者)



(日タイ合同輸出検査の様子)

が確認され、当該証明書の余白にタイ検査官による署名が行われ、その場で相談者へ手交された。



(植物検疫証明書に署名するタイ検査官)

【評価・所感】

タイ向けメロン生果実の輸出植物検疫条件が改正されて、初めての輸出事例であり、当事業としてもタイ検査官による現地査察（生産園地・選果こん包施設）及び日タイ合同輸出検査に専門家を派遣した。

実際の査察や合同輸出検査においては、タイ検査官から質問や指摘等を受ける場面はあったが、ひとつひとつ丁寧に説明することで理解が得られ、大きな問題を抱えることなく終わることができている。また、防除面については、昨年度、オンラインにて専門家が紹介した代替剤へ変更したことで、日本国内で実施した輸出前の残留分析ではタイの残留農薬基準値を下回る数値が確認できしており、生産者から謝意を受けている。

生産者は、約3年間かけて、国や自治体、専門家による継続的な支援を受けながら、輸出関係者等と密に連携を図り、数々の課題を乗り越えて輸出に成功している。（同月に2回目の合同輸出検査を受けて輸出済み）。

今後も、輸出ロットの確保や出荷時期の調整、商社との価格交渉、新たな販路開拓を進めていくとともに、有機JAS認証の取得に向けた栽培管理にもチャレンジしていくことから、輸出量の増加が大いに期待できる。

当該事業においては、必要な専門家を継続して派遣するなど引き続き支援をしていくこととする。



(現地店舗で販売中のメロン)

